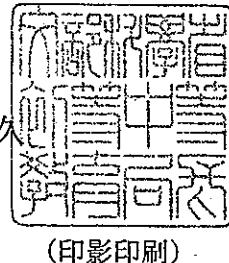


30文科初第1818号
平成31年3月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長
附属学校を置く各公立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長
永山賀久



高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）

この度、平成31年3月28日文部科学省告示第55号をもって、「高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示」が別添のとおり公示されました。

今回の改正は、平成30年6月の民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号）の一部を改正し、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前に、家庭科の消費生活に関する内容を学習することになるよう、家庭科の履修学年についての規定を加えるものです。

については、別添及び下記事項を御了知の上、各都道府県教育委員会におかれでは所管の高等学校等及び域内の高等学校等を所管する指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人学長におかれでは、その管下の高等学校等に対して、このことを十分周知されるようお願いします。



記

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成30年6月の民法の改正により2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなる。このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 高等学校学習指導要領家庭科の履修学年について

2020年度以降の入学生は、高等学校第3学年在籍中に、順次、成年（18歳）となる。生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第2学年までに、家庭科の消費生活に関する内容を履修しておく必要がある。

2. 改正の内容

(1) 2020年度及び2021年度の入学生について

現行高等学校学習指導要領（平成21年告示）の家庭科においては、既に平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成30年度以降の入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、2020年度及び2021年度の入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

(2) 2022年度以降の入学生について

新高等学校学習指導要領（平成30年告示）の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

3. 施行日

平成31年3月28日

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm

（トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領「生きる力」 > 学習指導要領のくわしい内容 > 平成29・30年改訂 学習指導要領 関連資料(答申・通知等)）

(本件担当)

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話：03-5253-4111（内線2073）

○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

文部科学大臣 柴山 昌彦

高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示

第一条 高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

専門

専門

第2章 各学科に共通する各教科

〔略〕

第9節 家庭

〔略〕

第9節 家庭

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。その際、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。

(4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。また、内容のCについては、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに取り上げること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。

(4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。

趣旨 基本の [] の組織は組織である。

第二条 平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成三十年文部科学省告示第百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総 用 惣

総 用 惣

2 各教科等

(家庭)

(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエ

〔号を加える〕

に規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のアのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のアに規定する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(2)のアに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のアに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のアの(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のアの(イ)に規定する規定を適用するものとする。

2 各教科等

(家庭)

(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のアのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のアに規定する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(2)のアに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のアに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のアの(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のアの(イ)に規定する規定を適用するものとする。

ア の(イ)に関する規定を適用するものとする。

1 ア の規定の適用後の現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の「家庭基礎」は、原則として入学年次及びその次の年次の2

〔号を加える〕

の(3)及び第3の「生活デザイン」の2の(2)については、それぞれ原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに取り上げるものとする。

附 則

1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)のアの規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定により入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

備考　概要の〔 〕の記載及び本件の〔 〕の記載を述べた箇線が追加された。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(参考)

高等学校学習指導要領家庭科の履修学年に関する改正について（概要）

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成 30 年 6 月の民法の改正により平成 34 (2022) 年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が 18 歳未満までとなる。

このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 高等学校学習指導要領家庭科の履修学年について

平成 32 年度以降の入学生は、高等学校第 3 学年在籍中に、順次、成年（18 歳）となる。

生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第 2 学年までに、家庭科の消費生活に関する内容を履修しておく必要がある。

	高校生			卒業後		
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	18 歳	19 歳	20 歳
	15 歳 16 歳	16 歳 17 歳	17 歳 18 歳	18 歳 19 歳	19 歳 20 歳	20 歳 21 歳
H29 年度入学生	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
H30 年度入学生	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
H31 年度入学生	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
H32 年度入学生	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度
H33 年度入学生	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
H34 年度入学生	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度
H35 年度入学生	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
H36 年度入学生	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度	H41 年度

※平成 34 年 4 月 1 日より、満 18 歳が成年となる。（成年：黄色塗りつぶし）

※新高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）は、平成 34 年度入学生から学年進行で実施となる。（対象：斜体）

2. 改正の内容

(1) 平成 32・33 年度入学生について

現行高等学校学習指導要領（平成 21 年告示）の家庭科においては、既に、平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成 30 年度以降入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、平成 32・33 年度入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3) 生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとする。

(2) 平成 34 年度以降入学生について

新高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C 持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとする。

3. 施行日

平成 31 年 3 月 28 日